

中間前金払の手続きの流れ

石川県

受注者

入札執行

落札者の決定

契約の締結

申請内容の確認

原則7日以内に交付

認定調書の交付

中間前払金の支払

【中間前金払】又は【部分払】のいずれかを選択

契約書の作成・提出
契約書に中間前金払又は部分払のいずれかを適用する旨の「特約条項(様式第4号)」を追加する。

前金払を受ける。
(請負代金の10分の4以内)

工期が2分の1を経過、出来高2分の1以上とする。

【中間前金払
認定請求書(様式第1号)】
及び
【工事履行報告書(様式第3号)】
を県に提出

保証事業会社に中間前払金の保証を申込み

↓
【保証事業会社の保証書】
(電子保証の場合は「認証キーのお知らせ」)

及び
【中間前金の請求書】
を県に提出